

大切な家を地震から
守るために

令和4年度

市川市
耐震診断助成制度
のご案内
(木造住宅)

市民の皆さんが所有し、かつ居住する木造戸建住宅について、
原則として市に登録した木造住宅耐震診断士による耐震診断を実施した場合に、
耐震改修の推進を図るとともに、安全で災害に強いまちづくりの実現に
寄与することを目的に、診断費用の一部を助成します。

申請
期限

令和4年12月16日(金)まで

ただし、申請総数が予算枠を超えた時点で受付終了となることがあります

市川市 街づくり部 建築指導課

☎ 047-712-6337

注意

耐震診断に先立って、市の補助金交付申請が必要となります。
交付決定後に契約し、診断に着手してください。
事前に契約した場合は補助できません。

まずは耐震診断で耐震性を確認しよう あなたの家は大丈夫？

昭和 56 年（1981 年）6 月に現行の耐震基準が導入されました。昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建てられた住宅は、耐震性が不十分といわれており、過去の大地震においても旧耐震基準の住宅の被害が多く発生しています。

また、平成 12 年（2000 年）6 月にも耐震基準が一部強化されており、新耐震基準であっても、平成 12 年 5 月以前に建てられた住宅は、耐震性が不十分である可能性があります。

まずは、耐震診断により耐震性を確認し、結果に応じて適切な耐震改修を実施することが重要です。大地震に備えて住まいを耐震化しましょう。





補助の要件

建物

- 市内に現に存する建築物であること。
- 居住の用に供する建築物であること。
- 在来工法（土台、柱、梁等を用いて組み立てられる工法をいう）により建築された建築物であること（枠組壁工法、丸太組及びスキップフロアーのあるものは除く）。
- 平成12年5月31日以前に着工された建築物であること。
- 一戸建ての建築物又は併用住宅（当該併用住宅の延べ面積に対し、居住の用に供する部分の延べ床面積の占める割合が2分の1を超えるものに限る）であること。
- 階数が2以下の木造住宅であること（一部鉄骨造等の混構造は対象外）。
- 過去に耐震診断に対する補助金を受けていないこと。
- **昭和56年5月31日以前の場合**
「誰でもできるわが家の耐震診断（パンフレット）」
（国土交通省住宅局監修及び一般財団法人日本建築防災協会編集）による評点の合計が9点以下であること。
- **昭和56年6月1日以降の場合**
新耐震木造住宅検証法（一般社団法人日本建築防災協会）のうち、
「所有者等による検証」の判定において、専門家による検証が必要と判定されていること。

申請者

- 本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされていること。
- 耐震診断に係る木造住宅を所有し、かつ、現に居住しており、他の者に賃貸していないこと。



補助金額

耐震診断に要する費用のうち、
木造住宅耐震診断士に支払った額に3分の2を乗じて得た額

（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）

	耐震診断に対する補助額	左記補助額の上限
平成12年5月31日以前に着工された建築物	耐震診断に要する経費の 2/3	上限 8万円

相談・準備



事前相談

補助の条件がありますので、事前に確認してください。
補助対象になるか不明な場合は事前にお問い合わせください。



見積もり

建築指導課窓口等で木造住宅耐震診断士を選定し※1
診断に係る費用の見積もりをとってください。



申請書の提出

次ページにある書類を準備し、
市川市へ補助金交付申請書を提出してください。

1週間程度

交付決定
通知

申請内容の審査終了後、交付決定通知書を郵送でお送りします。



契約

交付決定通知書が届いてから
耐震診断士と**契約**してください。



実施

「精密診断」※2を実施します。



支払い

耐震診断士に耐震診断費用を支払ってください。

実績報告書
の提出

市川市へ実績報告書を提出してください。

2~4週間程度

金額確定
通知

市から「補助金額確定通知書」が郵送されますので
「補助金交付請求書」を提出し、補助金の交付となります。



補助金交付

交付請求後、3~4週間で指定口座に補助金を振り込みます。

P4

交付申請時の
提出書類へ

代理受領制度
を利用する
場合は

P5

P4

実績報告時の
提出書類へ

「補助金交付決定通知書」が郵送されてから
「実績報告書」の提出まで60
日以内

完了

※1 木造住宅耐震診断士の選定について

補助金交付の対象となる耐震診断は、原則として市に登録した木造住宅耐震診断士が実施するものに限ります。木造住宅耐震診断士は、申請者が「木造住宅耐震診断士名簿」より選定します。この名簿は市役所建築指導課の窓口やホームページでご覧いただけます。

※2 耐震診断の内容について

木造住宅耐震診断士が『木造住宅の耐震診断と補強方法』（国土交通省住宅局建築指導課が監修し、一般財団法人日本建築防災協会が発行した図書をいう。）により行う精密診断です。



提出書類

01 交付申請時の提出書類

書類の名称	入手先	備考
<input type="checkbox"/> 市川市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書	市	市公式 Web サイトからもダウンロード可
<input type="checkbox"/> 住民票の写し	市（市民課）	
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	法務局	} いずれか1つ
<input type="checkbox"/> 固定資産税納付通知書	ご自身	
<input type="checkbox"/> 建築確認済証	ご自身	} いずれか1つ
<input type="checkbox"/> 台帳記載事項証明書	建築指導課	
<input type="checkbox"/> 耐震診断に要する費用の見積書またはその写し	耐震診断士	建築指導課窓口等で木造住宅耐震診断士名簿より選任し見積もりをとってください
<input type="checkbox"/> 「誰でもできるわが家の耐震診断」結果の写し	耐震診断士	} いずれか1つ (昭和56年5月31日以前着工の場合)
<input type="checkbox"/> 新耐震木造住宅検証法の「所有者等による検証」結果の写し	耐震診断士	

02 実績報告時の提出書類

書類の名称	入手先	備考
<input type="checkbox"/> 市川市木造住宅耐震診断費補助金実績報告書	市	市公式 Web サイトからもダウンロード可
<input type="checkbox"/> 耐震診断の結果報告書	耐震診断士	
<input type="checkbox"/> 契約書の写し	耐震診断士	代理受領の場合、領収書は補助額を差し引いた額になります
<input type="checkbox"/> 耐震診断に要する費用の領収書の写し	耐震診断士	
<input type="checkbox"/> 市川市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書	市	市公式 Web サイトからもダウンロード可





代理受領制度について

申請者が耐震診断を行った木造住宅耐震診断士に補助金の受領を代理で行わせることができる制度です。申請者は、耐震診断にかかった費用から補助額を差し引いた金額を木造住宅耐震診断士に支払うことができるため、初期費用の負担を軽減することができます。補助金は、市から直接木造住宅耐震診断士へ支払います。

代理受領制度の流れ



実施

「精密診断」を実施します



支払い

耐震診断士に補助金を差し引いた金額を支払い
代理受領の補助金申請の委任状を手交してください



実績報告書の提出

市へ以下の種類を添付し「実績報告書」を提出します

書類の名称	入手先
<input type="checkbox"/> 市川市木造住宅耐震診断費補助金実績報告書	市
<input type="checkbox"/> 耐震診断の結果報告書	耐震診断士
<input type="checkbox"/> 契約書の写し	耐震診断士
<input type="checkbox"/> 請求書の写し	耐震診断士
<input type="checkbox"/> 補助金額を差し引いた額の領収書の写し	耐震診断士



耐震診断士へ通知

市から「補助金額確定通知書」が郵送されますので
確定通知番号を耐震診断士に通知してください
その後、耐震診断士が市へ「補助金交付請求書」と
「委任状」を提出します



補助金交付

市から耐震診断士へ補助金を交付します

「補助金交付決定通知書」が郵送されてから
「実績報告書」の提出まで

60
日以内

完了



市川市 街づくり部 建築指導課
南八幡 2-20-2 第2庁舎2階 047-712-6337

詳細は
こちらから



大切な家を地震から
守るために

令和4年度

市川市

耐震改修助成制度
のご案内

(木造住宅)

市民の皆さんが所有し、かつ居住する木造戸建住宅について、
耐震診断の結果、耐震性が低い木造住宅の
耐震改修設計及び工事費用の一部を助成します。

申請
期限

令和4年10月31日(月)まで

ただし、申請総数が予算枠を超えた時点で受付終了となることがあります

市川市 街づくり部 建築指導課



047-712-6337



補助の要件

建物

- 市内に現に存する建築物であること。
- 居住の用に供する建築物であること。
- 平成12年5月31日以前に着工された建築物であること。
- 階数が2以下の木造住宅であること（一部鉄骨造等の混構造は対象外）。
- 在来工法（土台、柱、梁等を用いて組み立てられる工法をいう）により建築された建築物であること（枠組壁工法、丸太組及びスキップフロアのあるものは除く）。
- 一戸建ての建築物又は併用住宅（当該併用住宅の延べ面積に対し、居住の用に供する部分の延べ床面積の占める割合が2分の1を超えるものに限る）であること。
- 市川市木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けて行われた耐震診断により算定された上部構造評点が1未満であること。
市川市木造住宅耐震診断費補助金の交付については別冊のご案内をご確認ください
- 建築基準関係規定に違反していないこと。
- 過去に耐震改修設計、工事、工事監理に対する補助金を受けていないこと。

申請者

- 本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされていること。
- 市税を滞納していないこと。
- 耐震改修に係る木造住宅を所有し、かつ、現に居住しており、他の者に賃貸していないこと。

施工者 工事管理者

- 工事監理が、耐震改修設計を行った木造住宅耐震診断士により行われること。
- 施工者は、建設業法の許可を受けた者であること。

対象工事

- 市川市木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けて行われた耐震診断により算定された上部構造評点が1.0未満であるものについて、耐震改修設計を行ない、上部構造評点が1.0以上となるように行う工事であること。
(耐震改修工事は、精密診断法により設計されたものでなければなりません。)

対象範囲

- 「壁の補強」、「接合部の補強」、「基礎の補強」、「屋根の軽量化」等、耐震性能を向上させる工事であること。
(リフォーム工事や仕上材のグレードアップ工事等は補助対象外となります。)

注意

耐震設計・工事等に先立って、市の補助金交付申請が必要となります。
交付決定後に契約し、耐震設計・工事等に着手してください。
事前に契約した場合は補助できません。





補助金額

耐震改修に係る設計費、工事費及び工事監理費の合計の5分の4

(ただし、着工時期により限度額が異なります)



	耐震改修に対する補助額	左記補助額の上限
昭和56年5月31日以前に着工された建築物	耐震改修に要する経費の 4/5	上限 100万円
昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に着工された建築物		上限 50万円



注意事項

- ✔ 補助金の交付を受けるには、交付決定の通知を受けた後に、業務の契約をする必要があります。業務契約後や工事着手後、既に工事を完了している場合の申請は受付できません。
- ✔ 補助事業は、令和5年1月末日までに完了し、実績報告ができるものを対象とします。
- ✔ 工事を中止または変更した場合は、速やかに中止・変更申請を行ってください。
- ✔ 交付決定後に、不正があった事が判明した場合や工事の内容が設計と違う事が確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。
- ✔ 予算の都合上、年度途中でも申請の受付を終了する場合があります。
- ✔ 本パンフレットに記載されている内容は、令和4年7月1日（金）からの制度です。令和5年度以降は、補助メニューや補助額等が変更になる場合があります。





手続きの流れ

相談・準備



事前相談

補助の条件がありますので、事前に確認してください。
補助対象になるか不明な場合は事前にお問い合わせください。



見積もり

木造住宅耐震診断士に設計費用の見積もりを依頼してください。※1
耐震改修工事を行う施工者を決定し概算見積書の依頼をしてください。



申請書の提出

次ページにある書類を準備し、
市川市へ補助金交付申請書を提出してください。

P4

交付申請時の
提出書類へ

1週間程度



交付決定通知 ・契約

申請内容の審査終了後、交付決定通知書を郵送でお送りします。
交付決定通知書が届いてから
耐震診断士と**契約**し設計に着手してください。

P4

実績報告時の
提出書類へ



設計図書 の提出

次ページにある書類を準備し、市川市へ提出してください。
地震に対して安全な構造となるものであるかの確認を行います。

2~4週間程度



承認通知 ・契約

設計図書の審査終了後、設計内容の承認通知書を郵送でお送りします。
交付決定通知書が届いてから改修工事業者（及び工事監理者）と
契約し工事に着手してください。

工事中に設計内容の変更が生じた場合は変更申請手続きを行ってください。
変更承認通知をお送りします。

代理受領制度
を利用する
場合は
P5



支払い

耐震診断士に設計及び工事監理費用全額を支払ってください。
施工者に改修工事費用全額を支払ってください。
(設計費用については設計図書の提出時に支払っても構いません。)



実績報告書 の提出

工事が完了し支払い完了後、次ページにある書類を準備し、
市川市へ提出してください。
改修工事が設計通り施工されていることの確認を行います。

2~4週間程度

P4

実績報告時の
提出書類へ



金額確定 通知

市から「補助金額確定通知書」が郵送されますので
「補助金交付請求書」を提出し、補助金の交付となります。



補助金交付

交付請求後、3~4週間で指定口座に補助金を振り込みます。

「補助金交付決定通知書」が郵送されてから
「実績報告書」の提出まで
150日以内かつ1月末日まで

完了

※1 木造住宅耐震診断士の見積もり依頼について 木造住宅耐震診断士は建築指導課窓口や市公式 Web サイトで確認できます。



提出書類

01 交付申請時の提出書類

書類の名称	入手先	備考
<input type="checkbox"/> 市川市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書	市	市公式 Web サイトからもダウンロード可
<input type="checkbox"/> 設計費の見積書またはその写し	設計者	
<input type="checkbox"/> 工事費の概算見積書またはその写し	施工者	見積書は耐震改修工事費の概算が分かるもので可
<input type="checkbox"/> 改修工事業者の建設業許可証の写し	施工者	
<input type="checkbox"/> 工事監理に要する概算見積書(改修工事業者と異なる場合のみ)	監理者	
<input type="checkbox"/> 工事監理者報告書(設計者と同一の場合のみ)	監理者	
<input type="checkbox"/> 住宅の登記事項証明書	法務局	
<input type="checkbox"/> 住民票の写し	市(市民課)	
<input type="checkbox"/> 個人情報確認同意書	市	市公式 Web サイトからダウンロード可 市税を滞納していないことをお調べします
<input type="checkbox"/> 委任状(住宅の共有者がいる場合のみ、全員)	その他	

02 設計確認報告時の提出書類

書類の名称	入手先	備考
<input type="checkbox"/> 市川市木造住宅耐震改修費補助金設計確認報告書	市	市公式 Web サイトからもダウンロード可
<input type="checkbox"/> 耐震診断報告書(補強計画)	設計者	
<input type="checkbox"/> 工事監理費の見積書及びその内訳書(詳細なもの)	設計者	改修工事業者と異なる場合のみ
<input type="checkbox"/> 耐震改修設計図書 (配置図、平面図、基礎伏図、耐震改修設計図、 耐震改修工事に関する仕様書)	設計者	
<input type="checkbox"/> 工事費の見積書及びその内訳書(詳細なもの)	施工者	補助対象と補助対象外がわかるよう分けてください

03 実績報告時の提出書類

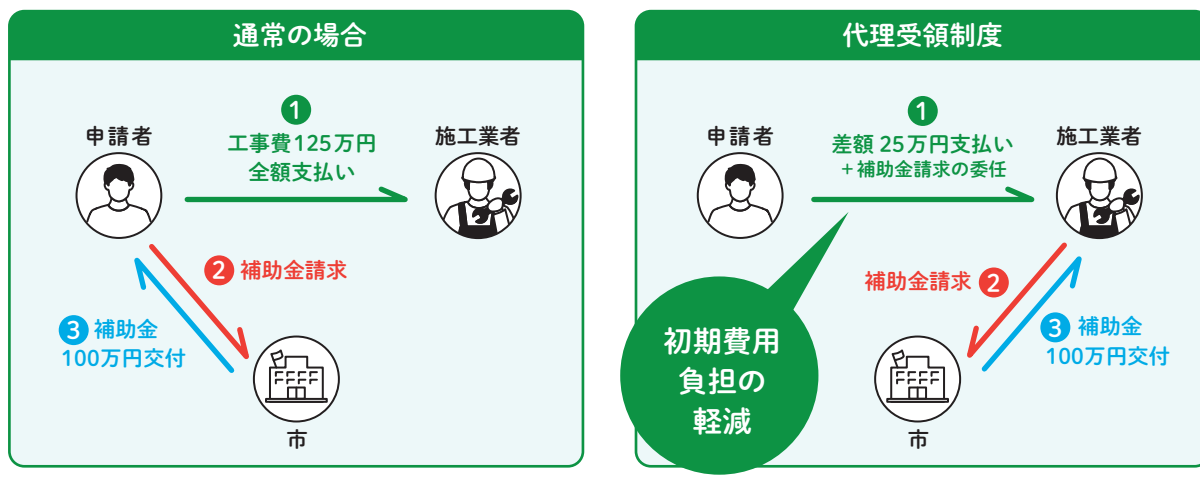
書類の名称	入手先	備考
<input type="checkbox"/> 市川市木造住宅耐震改修費補助金実績報告書	市	市公式 Web サイトからもダウンロード可
<input type="checkbox"/> 市川市木造住宅耐震改修費補助金請求書	市	市公式 Web サイトからもダウンロード可
<input type="checkbox"/> 設計、工事、工事監理の契約書の写し	設計者 施工者	契約日は交付決定日以降になります
<input type="checkbox"/> 設計、工事、工事監理の領収書の写し	監理者	代理受領の場合、領収書は補助額を差し引いた額になります
<input type="checkbox"/> 工事費全額の請求書(代理受領の場合のみ)	施工者	
<input type="checkbox"/> 工事写真(状況写真、材料写真等)	施工者	全ての補強箇所について、工事前、施工中、完了後の状況を記録し、撮影位置が分かるように資料を作成してください
<input type="checkbox"/> 工事監理報告書	監理者	任意書式



代理受領制度について

申請者が耐震改修工事を行った工事業者等に補助金の受領を代理で行わせることができる制度です。申請者は、耐震改修工事にかかった費用から補助額を差し引いた金額を施工業者に支払うことができるため、初期費用の負担を軽減することができます。補助金は、市から直接施工業者へ支払います。

例：耐震改修工事に係る費用 125 万円、補助額 100 万円の場合



耐震改修工事を行った場合の税制優遇

税制優遇制度と耐震改修証明書の発行について

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる耐震改修を行った場合、申告すれば固定資産税の減額や所得税の特別控除が受けられます。

申告する場合、耐震改修を行ったことの証明書が必要になります。証明書は、建築士（耐震診断士）や市川市で発行することができますので、建築士（耐震診断士）または建築指導課までお問合せ下さい。

固定資産税の減額

改修家屋の固定資産税額の1/2（1戸当たり120平方メートル分を限度）が、1年間減額されます。

ただし、

- ①建築基準法の現行耐震基準に適合した工事であること
- ②工事費用が50万円を超える場合に限りです。

工事完了後3ヶ月以内に、市川市役所固定資産税課に申告してください。

所得税の特別控除

当該耐震改修に係る標準的な工事費用相当額（上限250万円）の10%が、その年分の所得税額から控除されます（平成21年1月1日～令和5年12月31日までの間に耐震改修工事を行った物件に限る）。

市川税務署に申告してください。



市川市 街づくり部 建築指導課

南八幡 2-20-2 第2庁舎2階 047-712-6337

詳細は
こちらから

